

Weekly Report

第397号
平成29年2月20日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

60歳以降の在職老齢年金の仕組み

今年4月から、在職老齢年金に関する支給停止額の計算の基礎となる65歳未満の支給停止調整変更額と、65歳以上の支給停止調整額が46万円（現行47万円）に改定されます。

◆65歳未満と65歳以上で異なる仕組み

60歳以上の方で、厚生年金に加入しながら老齢厚生年金（在職老齢年金）を受給している場合は、総報酬月額相当額（標準報酬月額+直近1年間の標準賞与額/12）と、受給している老齢厚生年金の基本月額に応じて、年金額の一部または全部が支給停止となる場合があります。

支給停止の仕組みは65歳未満と65歳以上で異なり、65歳未満の方は、総報酬月額相当額と年金月額の合計が支給停止調整開始額（28万円）以下であれば全額支給され、28万円を超えた場合に総報酬月額相当額と年金月額に応じた計算方法により支給停止額を算出します。

なお、雇用保険の被保険者期間が5年以上あり、賃金が60歳到達時の75%未満に低下し

た方は、高年齢雇用継続給付が受けられますが、同給付を受けた場合は年金額がさらに一定額支給停止となります。

◆65歳以上の在職老齢年金の取扱い

65歳以上の方は、総報酬月額相当額と年金月額の合計が支給停止調整額（現行47万円、29年度から46万円）を超えた場合に支給停止の対象となり、超えた部分の額の1/2が支給停止額となります。

なお、70歳以上の方で厚生年金適用事業所に勤務されている場合は、厚生年金の被保険者ではありませんが、65歳以上の方と同様に在職中の支給停止が行われます。

申告書の提出時は本人確認書類を忘れずに

所得税の確定申告がスタートしました。28年分から申告書にマイナンバーを記載し、提出する際には本人確認書類（番号確認と身元確認）の提示又は写しの添付が必要となりました（e-Taxで申告する場合は不要）。

マイナンバーカード（顔写真付きICカード）を取得している方は、その1枚で本人確認が可能です（写しの場合は両面）。取得していない方は、通知カード（個人番号が記載された紙のカード）などの番号確認書類と、運転免許証やパスポート、健康保険証などの身元確認書類が必要となります。

なお、控除対象配偶者や扶養親族の本人確認書類の提示等は不要です。

社長の平均年齢は59.3歳で過去最高

特に中小企業では経営者の高齢化が問題となっていますが、帝国データバンクが発表した「全国社長分析」によると、28年末時点の社長の平均年齢は59.3歳となり、過去最高を更新しました。

また、28年の社長交代率（1年間に社長交代があった企業の比率）は3.97%で、4年連続で前年を上回っています。

この社長が交代した企業における新旧代表の平均年齢は、前代表が67.1歳、新代表が51.1歳となり16.0歳の若返りとなっています。